

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税 減額措置申告書

中津川市長様

(納税義務者)

住所

フリガナ

氏名

印

電話 ( ) -

下記家屋について、地方税法附則第16条第8項の規定による固定資産税の減額の適用を受けたいので、市税条例附則第9条の2第5項により申告します。

耐震改修工事の完了日	平成 年 月 日	工事額	円
登記年月日	平成 年 月 日		
所在地	字	家屋番号	
用途	構造	延べ床面積 (内住宅用床面積) 階数	建築年
居宅・併用住宅 共同住宅 ( )	木・鉄骨 軽鉄・CB ( )	. m <sup>2</sup> ( . m <sup>2</sup> ) 階建	年 月 日
居宅・併用住宅 共同住宅 ( )	木・鉄骨 軽鉄・CB ( )	. m <sup>2</sup> ( . m <sup>2</sup> ) 階建	年 月 日
居宅・併用住宅 共同住宅 ( )	木・鉄骨 軽鉄・CB ( )	. m <sup>2</sup> ( . m <sup>2</sup> ) 階建	年 月 日
居宅・併用住宅 共同住宅 ( )	木・鉄骨 軽鉄・CB ( )	. m <sup>2</sup> ( . m <sup>2</sup> ) 階建	年 月 日
居宅・併用住宅 共同住宅 ( )	木・鉄骨 軽鉄・CB ( )	. m <sup>2</sup> ( . m <sup>2</sup> ) 階建	年 月 日

### ※市記載欄

減額適用 の可・否	可	平成18年～21年	3年間
		平成22年～24年	2年間
	否	平成25年～27年	1年間

《 申告要領 》

- ※ 申告期限は、改修後3ヶ月以内です。これを経過した後に申告する場合は理由書を添付してください。
- ※ 指定機関が発行した現行の耐震基準に適合した工事である証明書及び住宅性能評価書の写しを必ず添付して下さい。  
(建築士の証明を持参した場合は、別に建築士の免許証の写しが必要です。)
- ※ 申請住宅の所在地が確認できる書類 … 登記事項証明書、名寄せ、家屋位置図など  
請負契約書の写し等 (①耐震の工事、②30万を超える工事、③工事完了日、が確認できる書類)
- ※ 住宅性能評価書の無い方は、「耐震改修工事の設計書、耐震改修工事の平面図、耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真などで、現行の耐震基準に適合する工事であることを示す必要があります。」